精神保健・福祉に関するしおり

加　古　川　市

○　この小冊子の内容については、令和８年４月１日現在で紹介しています。

・・・目　次・・・

１　医療費に関する諸制度

- 自立支援医療（精神通院医療）　P.1
- 障害者医療費助成制度　P.2
- 高額療養費　P.3

２　福祉に関する諸制度

- 精神障害者保健福祉手帳　P.4
- 手帳により受けられるサービス　P.5,6
  （ 税の減免、加古川市福祉タクシー制度等 ）
- 障害年金、各種手当等　P.7
- 障害福祉サービス　P.8,9
- 地域生活支援事業　P.10
  （地域活動支援センター、移動支援事業）

３　社会復帰に関すること

- 精神科デイケア　P.11
- その他　P.11

４　就労支援に関すること

- 精神障害者社会適応訓練事業　P.12
- 加古川障害者就業・生活支援センター　P.12
- 公共職業安定所（ハローワーク）　P.13

５　専門相談等に関すること

- 加古川市障がい者基幹相談支援センター　P.13
- 精神障がい者相談（ピアカウンセリング事業）　P.14
- こころのケア相談　P.15

６　家族会等に関すること

- 精神障害者家族会　P.16
- 介護者のつどい　P.16
- アルコール問題に関すること　P.17

７　権利擁護に関すること

- 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）　P.17
- 成年後見制度　P.18

８　社会参加事業　P.18

１ 医療費に関する諸制度

自立支援医療（精神通院医療）

精神障害及び精神障害に起因して生じた通院医療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

医療機関や薬局を指定（原則１か所ずつ）し、健康保険が適用される医療費（診察、薬代、訪問看護やデイケアの利用料）の１割が自己負担となります。

さらに、負担が大きくなりすぎないよう、収入状況により「月額上限負担額」が設定されています。

１　対象者

加古川市に居住し、通院による精神医療を継続して要する程度の病状に有るもの。なお、病状がほとんど消失していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために通院医療を継続する必要があるもの。

２　申請窓口

市役所 障がい者支援課　電話：０７９－４２７－９３７２

３　申請に必要なもの

① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

② 自立支援医療受給者証の送付先兼年金等受給状況申出書

③ 健康保険の記号及び番号等がわかる書類

下記のいずれかをお持ちください。

1.加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」

2.加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」

3.マイナポータルの資格情報の画面やデータを提示または印刷したもの

4.従来の健康保険証の写し

④ 市区町村民税課税証明書

＊省略できる場合があります。詳しくは、障がい者支援課までお問い合わせください。

⑤ 自立支援医療用診断書　＊新規・再申請の場合、必ず診断書が必要です。

（更新申請の場合に限り、診断書の提出は２年に１回となります。）

＊ただし、病状及び治療方針に変更がある場合は、更新申請であっても診断書が必要です。

＊診断書の作成料は全額自己負担となります。

＊精神障害者保健福祉手帳の交付申請を診断書（手帳用）で併せてする場合は、診断書（医療用）は不要です。

⑥ 自立支援医療（精神通院）受給者証（新規申請の方以外）

⑦ 個人番号カード又は個人番号通知カード

⑧ 本人確認ができる書類（顔写真付きのものであれば１点、顔写真なしのものであれば２点）

４　有効期間

１年間

引き続き利用される場合は、更新手続が必要です。有効期限の３ヶ月前から手続できます。
（例:有効期限が４月３０日までの人→２月１日から４月３０日まで受付します。）

なお、申請書類受付後から受給者証の交付決定まで、３ヶ月程度かかります。

（高齢）障害者医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳１級又は２級を所持している人を対象に、精神疾患を除く一般疾患の医療費の一部を助成します。

【1】（高齢）障害者医療費助成制度

＜対　象＞

ア　１・２級の身体障がい者（児）及びＡ・Ｂ１判定の知的障がい者（児）

イ　１・２級の精神障がい者（児）

ウ　心臓機能障害３級の身体障がい者（児）

エ　６０歳以上の３級の身体障がい者

※ 健康保険に加入していること。

※ 本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が、制限基準額以下であること。

※ 18 歳到達日以後の最初の3月 31 日までの人には、乳幼児等・こども医療費助成制度があります。

※ 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れた場合は、医療費助成もその期限までとなります。

＜申請に必要なもの＞

○ 対象者の健康保険情報の確認ができるもの
（「資格確認書」「マイナポータルの健康保険情報画面」等）

○精神障害者保健福祉手帳

○ 申請者の個人番号カード又は個人番号（マイナンバー）通知カード

○ 申請者の本人確認ができる書類

○ 地方税関係情報の取得に関する同意書（１月２日以後に転入した人や配偶者又は扶養義務者が市外に居住している場合に限り必要です。）（※）

○ 金融機関の口座がわかるもの（※）　○ 医療機関の領収書（※）

（※）は場合によって必要です。

【2】（高齢）障害者医療費助成制度の各種届出

上記【1】の対象となった方が、次に該当する場合は、医療助成年金課　医療助成係へ届出してください。

ア　氏名が変わったとき

イ　住所が変わったとき

ウ　加入している健康保険が変わったとき

エ　医療費受給者証を紛失、破損して再交付が必要なとき

オ　障害者手帳の等級、判定に変更があったとき

カ　配偶者、扶養義務者に変更があったとき

キ　交通事故など第三者の行為による傷病等で、医療費受給者証を使用し、治療を受けるとき

◎ 次の場合は医療費受給者証が使えません。医療費受給者証の返還が必要です。

ア　市外へ転出したとき

イ　健康保険の資格を喪失したとき

ウ　死亡したとき

エ　生活保護を受けることになったとき

オ　障害者手帳の等級、判定に変更があり、対象要件を満たさなくなったとき

カ　障害者手帳を返還したとき

＜お問い合わせ先＞　市役所 医療助成年金課 医療助成係

電話：０７９－４２７－９１９０

高額療養費

限度額適用認定証※の交付（入院の場合のみ）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると支払いは自己負担限度額までとなりますので、入院される場合にはあらかじめ申請してください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

※住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」

高額療養費の償還払い

国民健康保険加入者で、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として後から還付されます。

年齢や所得により、自己負担限度額が異なります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

高額療養費の貸付制度

国民健康保険加入者で、医療費の自己負担額が高額なため、支払が困難な世帯については、貸付制度を利用できる場合もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞　市役所 国民健康保険課 給付係

電話：０７９－４２７－９１８８

２ 福祉に関する諸制度

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき、精神障害の状態にあることを証明するもので、精神に障害を持つ方の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するためのものです。なお、手帳の等級は精神疾患の状態と障害の程度により１～３級に分かれます。

１　対象者

兵庫県内（神戸市を除く）に居住している精神障害の状態にある方（精神障害に係る初診日から６ヶ月以上経過している方）で、本人が精神障害者保健福祉手帳の取得を希望する方。

２　申請窓口

市役所 障がい者支援課　管理係　　電話　０７９－４２７－９３７２

３　申請に必要なもの

① 申請書

② 次の⑴～⑶のいずれかの書類

⑴ 手帳用診断書（初診日から起算して６ヶ月以上経過した時点で作成されたもの）

⑵ ・精神障害を支給事由とする「障害年金証書の写し」又は
「裁定通知書」「額改定通知書」「支給額変更通知書」
・直近の「年金振込（支払）通知書の写し」又は「年金支払通知書」
・「年金事務所等照会同意書」

⑶ ・精神障害を支給事由とする「特別障害給付金資格者証の写し」
・直近の「国庫金振込（送金）通知書の写し」
・「年金事務所等照会同意書」

③ 写真（新規申請・再申請・破損・紛失等の再交付申請のみ）
（縦４ｃｍ×横３ｃｍ、上半身・脱帽・１年以内の撮影）

④ 個人番号カード又は個人番号通知カード

⑤ 本人確認ができる書類

個人番号（マイナンバー）を収集するには身分確認が必要となりますが、精神障害者保健福祉手帳の手続きでは、上記②の書類により行うため、その他の身分証明書類は不要です。

４　有効期間

２年間　（更新を希望される場合は、２年毎に更新申請手続きが必要です。）

＊更新申請は、有効期限の３ヶ月前から手続きができます。

＊有効期限内に更新申請し手帳が交付されないと、福祉サービスが受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

５　次のような場合も窓口で手続きが必要です

・ 氏名、住所を変更したとき。
・ 手帳を破損、紛失したとき。
・ 加古川市外へ転出したときは、転出先の市区町村窓口で手続きが必要です。

６　手帳の返還について

本人が死亡した場合などで手帳が不要となったときは、市役所障がい者支援課に返却してください。

手帳により受けられるサービス

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>受付窓口・問合せ先</th></tr>
<tr><td>所得税（所得控除）
※控除対象となるのは、手帳が交付された当該年分からです。申告期間中に窓口で手続きしてください。</td><td>本人、配偶者又は扶養者の課税所得から一定額が控除されます。
・手帳２・３級の場合…障害者控除（２７万円）
・手帳１級の場合…特別障害者控除（４０万円）
・上記特別障害者と同居し扶養している人
…同居特別障害者扶養控除（＋３５万円）</td><td>加古川税務署
（079-421-2951）</td></tr>
<tr><td>市・県民税（所得控除）
※控除対象となるのは、手帳が交付された翌年度分からです。申告期間中に窓口で手続してください。</td><td>本人又は扶養者の課税所得から一定額が控除されます。
・手帳２・３級の場合…障害者控除（２６万円）
・手帳１級の場合…特別障害者控除（３０万円）
・上記特別障害者と同居し扶養している人
…同居特別障害者扶養控除（＋２３万円）</td><td rowspan="2">市役所 市民税課
（079-427-9163）</td></tr>
<tr><td>市・県民税（非課税）</td><td>年間所得額が１３５万円以下の障がい者</td></tr>
<tr><td>相続税の税額控除</td><td>一般障害者の場合（８５歳－現在年齢）×10 万円
（特別障害者の場合は ×20 万円）</td><td rowspan="2">加古川税務署
（079-421-2951）</td></tr>
<tr><td>贈与税の一部非課税</td><td>障がい者にその生活費、医療費としての運用益を提供する信託契約（特別障害者扶養信託）の形で個人から贈与された一定額までの信託金銭等が非課税となります。</td></tr>
<tr><td>自動車税種別割、自動車税環境性能割および軽自動車税の減免</td><td>・自動車税種別割、自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割については、精神障害者保健福祉手帳１級の人の通院等に用いる自動車に対して減免制度があります。ただし、当該精神障害者と生計を同一にしている人が運転する車両１台に限られます。
※障害者本人が運転する場合についての減免はありません。
・軽自動車税については、精神障害者保健福祉手帳１～３級の人の通院等に用いる軽自動車等に対して減免制度があります。</td><td>◎ 自動車税種別割減免窓口
加古川県税事務所
（079-421-9271）

◎自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割減免窓口
姫路県税事務所
（079-233-8260）

◎軽自動車税減免窓口
市役所 市民税課
（079-427-9161）</td></tr>
<tr><td>ＪＲ等（各民営鉄道を含む）の運賃割引

※ＪＲの割引制度は４月１日から開始となります。その他鉄道会社は既に割引制度を導入している場合があります。</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>割引乗車券の種類</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>第 1 種精神障害者とその介護者</td><td>普通乗車券・定期乗車券
回数乗車券・普通急行券</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>第 1 種及び第 2 種精神障害者（単独）</td><td>普通乗車券
（片道の営業キロが 100km 超える場合）</td><td>５割</td></tr>
<tr><td>12 歳未満の第 2 種精神障害児とその介護者</td><td>定期乗車券</td><td>５割</td></tr>
</table>
※「第 1 種」・・・精神障害者保健福祉手帳「1 級」の方
「第 2 種」・・・精神障害者保健福祉手帳「2 級・3 級」の</td><td>詳しくは、各鉄道会社へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>かこバス・かこバスミニ・上荘くるりん号・チョイソコかこがわの運賃割引</td><td>運賃支払時に精神障害者保健福祉手帳、又はミライロ ID を提示することで本人の料金が半額になります。</td><td>市役所 都市計画課
（079-427-9732）</td></tr>
<tr><td>生活保護の障害者加算</td><td>生活保護を受けている人については、手帳１級、２級取得の場合、生活保護費が加算される場合があります。</td><td>市役所 生活福祉課
（079-427-9206）</td></tr>
</table>

項目	内容	受付窓口・問合せ先
携帯電話基本使用料等の割引	詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。	
県営住宅の募集優先	県営住宅の募集住宅一覧表に高齢者・障害者優先住宅の表示がある住宅については、要件に該当する方のみを対象に抽選を行います。 《障害者世帯優先の要件》 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の方がいる世帯	TC 神鋼不動産サービス株式会社 加古川管理事務所 （079-427-2025）
市営住宅の優先選考	入居者の選考にあたり、障がい者や高齢者世帯などの裁量世帯を優先的に選考します。 《裁量世帯となる障がい者世帯の要件》 ・精神障害者保健福祉手帳１～３級の方がいる世帯	市役所 加古川市営住宅管理事務所 （４２７-９２５４）
駐車禁止除外指定車標章の交付	精神障害者保健福祉手帳１級の方が対象です。 詳しくはお問い合わせください。	加古川警察署交通第１課 （079-427-0110）
兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付	障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が利用証を交付します。 精神障害者保健福祉手帳１級の方が対象です。 詳しくはお問い合わせください。	・兵庫県ユニバーサル推進課 （078-362-4379） ・加古川健康福祉事務所監査・地域福祉課（079-421-9296） ・市役所 障がい者支援課 （079-427-9372）
加古川市福祉タクシー	精神障害者保健福祉手帳１級の方で、市民税が非課税である人を対象に、タクシー利用券（500 円助成券）をお渡しします。　※１乗車につき、最大３枚まで利用できます。	市役所 障がい者支援課 （079-427-9210）
心身障害者通所費用助成	障害者支援施設等に通所している障がい者に対して、鉄道・路線バスの交通費（定期乗車券）等の一部を助成します。	
NHK 放送受信料の免除	・手帳を持っている人の世帯構成員全員が市民税非課税の場合…全額免除 ・手帳１級の方が、世帯主で受信契約者の場合…半額免除 ※市が発行した証明書を NHK 放送局に提出してください。	NHK 営業サービス株式会社　神戸事業所 （078-252-5000） （証明書の発行受付窓口・問合せ先） 市役所　障がい者支援課（079-427-9372）
利子等の非課税（マル優）	元本が一定額までの預貯金等や公債の利子が非課税になります。	金融機関、証券会社など

項目	内容	受付窓口・問合せ先
障害基礎年金	病気やけがによって生活が制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。 初診日や保険料を納めた期間、症状などの要件を満たす必要があります。 参考：１級障害　1,059,125 円（年額） ２級障害　847,300 円（年額）	日本年金機構 加古川年金事務所 （079-427-4740） 市役所医療助成年金課 国民年金係 （079-427-9193）
障害者扶養共済制度	心身障がい者(児)を扶養する人が毎月掛金を負担し、扶養者が死亡したり、重度の障がい者になった場合、残された障がい者（児）に終身年金を支給される共済制度です。 ＜加入資格＞　65 歳未満の健康な保護者	市役所 障がい者支援課 （079-427-9372）
特別障害者手当（20 歳以上）	重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者(児)に支給される手当です。施設入所や３ヶ月を超えて入院をしているときは申請できません（障害児福祉手当については入院可）。所得制限あり。 参考：特別障害者手当　30,450 円（月額） 障害児福祉手当　16,560 円（月額）	市役所 障がい者支援課 （079-427-9372）
障害児福祉手当（20 歳未満）		

障害福祉サービス

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定を行います。サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

サービス(介護給付)によっては、あらかじめ加古川市から「障害支援区分認定」を受ける必要があります。認定の申請から、サービスを利用するまでの手続きの流れ及びサービス内容は次のようになっており、通常１～３か月必要です。

※　障害支援区分等の条件により利用できないサービスがあります。
　　また、介護保険対象者は介護保険制度が優先されます。

相談支援事業者を選択し、依頼する。	利用者が、サービス利用計画を作成する相談支援事業者を選択し、計画作成に関する依頼をします。
調査・申請	加古川市の職員が障害状況等についての面談調査を行います。 障害福祉サービス等を利用するための「申請」をします。 ※面談調査時に申請書への記入をしていただきます。
審査・判定	調査結果をもとに、自立支援給付審査会で障害支援区分認定を行います。 (自立支援給付審査会は 1～2 か月に 1 度行われます。障害支援区分が必要となるサービスを利用される方のみ審査会に諮ります。)
認定・通知	障害支援区分や介護者の状況等を基にサービス支給量が決まります。
事業者との契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。 (※事業所の所在地やサービス内容については、直接事業所にお問い合わせいただくか、加古川市ホームページや WAMNET(ワムネット)内の障害福祉サービス等情報検索を参照してください。)
サービス利用開始	サービスの利用を開始します。

※今後、国や県の通知等により、サービス利用開始までの流れが変更になる場合があります。

（１）訪問系サービス（ここに掲載されているのは一部のサービスです。）

在宅でホームヘルプサービスを受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内　容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 内容は、家事援助（調理・買物・洗濯・掃除、日用品の整理整頓）や身体介護（入浴、更衣の介助)、通院や官公署での公的手続きなどへの同行です。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（２）日中活動（ここに掲載されているのは一部のサービスです。）

入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内　容
介護給付	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※なお、Ｂ型利用の際には、事前に就労移行支援を利用する必要がある場合があります。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般企業等へ就職した人に、一定期間、企業等との連絡調整を行うとともに必要な助言等を行います。

（３）居住支援

入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内　容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、居住の場を提供して生活能力等の向上のための訓練を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用して、一人暮らしに移行した人などに、一定期間、自立した日常生活を営むための支援を行います。

費 用

利用者負担額は原則１割負担です。ただし、収入の状況により「月額上限負担額」が設定されています。又、短期入所や日中活動、居住支援の利用者は、別途、食費・光熱水費・家賃等の実費相当の負担が必要です。

相談窓口　市役所　障がい者支援課　自立支援係　電話：０７９－４２７－３６２６

地域生活支援事業

障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施されるサービスです。

地域活動支援センター

障がい者が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供とあわせて憩いの場を提供します。

お問い合わせ先：各地域活動支援センター　又は
市役所 障がい者支援課 地域生活支援係 電話：０７９－４２７－９２１０

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に係る移動を支援するサービスです。（原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。）

※ ただし、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象外です。

※ 利用者負担額は原則１割負担です。

申請窓口：市役所　障がい者支援課　自立支援係　電話：０７９－４２７－３６２６

障がい者通所費用助成

障害者支援施設等に通所している方に対して、交通費の一部を助成します。

＜申請時期＞

毎年３月中（４月～３月分までをまとめて申請していただきます。）

＜申請に必要なもの＞

〇助成金交付申請書（対象施設に２月下旬頃に送付します。）

〇定期券の写し（鉄道・バスを利用している方）または施設送迎利用料の支払いが確認できる書類（施設の送迎を利用している方）

※定期券の写し等は購入した定期券分全ての写しが必要となります。（１年度分）

〇施設からの交通費の支給日及び支給金額を確認できる書類（施設から交通費の支給を受けている方）

〇申請者名義の預金通帳

申請窓口：市役所　障がい者支援課　地域生活支援係　電話：０７９－４２７－９２１０

3 社会復帰に関すること

精神科デイケア

場所：各病院

内容：料理、スポーツ、季節の行事等

費　用：費用については各種保険とあわせて、自立支援医療（精神通院）制度を利用することができ、医療費は軽減されます。

お問い合わせ：各病院にお尋ねください。

その他

サロン「なごみ」

精神障がい者が気軽に集い合い、同じ立場の仲間やボランティアと一緒になって、楽しいサロン活動を行っています。参加を希望される人は、お問い合わせください。

日　時：　毎月第2・第4火曜日（８月第2週、12月第4週は休み）
　　１０：００～１２：００
場　所：　加古川市総合福祉会館　３階　和室
対象者：　① 加古川市在住の人
　　② 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
　　③ サロン開催場所まで自分で通える人
　　④ 主治医などからサロンの参加が適当と確認を得られた人
参加費：　１００円／１回
お問い合わせ先：加古川市社会福祉協議会　電話：０７９－４２４－４３１８

４ 就労支援に関すること

精神障害者社会適応訓練事業

人間関係や環境への適応力、仕事への持久力などを養うため、一定期間協力事業所に通い社会復帰を目指すものです。

１　対象者

精神科へ通院中で、症状が安定している人
就労に対する意欲があり、家族の理解が得られる人、又、主治医が適当と認めた人

２　利用期間

６ヶ月で更新、原則２年を限度とします。

３　訓練場所とその内容

訓練は兵庫県が協力事業所として委託契約を結んだ事業所で行います。
訓練終了後、協力事業所は訓練生を雇用する義務はありません。
＜内容＞　清掃、調理補助等

４　相談窓口

加古川健康福祉事務所　地域保健課　電話：０７９－４２２－０００３

加古川障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業（雇用就労）の促進を図り、地域での就業生活が継続できるように総合的な支援を行います。

１　支援内容　就業・雇用に関する相談、就業準備訓練、実習・就職支援、定着支援

２　相談窓口　加古川はぐるま福祉会 就業支援部
加古川市山手１丁目１１-１０
電話：０７９－４３８－８７２８　　FAX ０７９－４３８－０３６８
※ まずは、電話でご相談ください。

公共職業安定所（ハローワーク）

（１）障がい者の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口があります。

月・水・金曜日 8：30～17：15
火・木曜日 8：30～18：00
土曜日　　10：00～17：00（第2・4土曜日のみ）

（２）雇用トータルサポーターによるカウンセリング等の相談

働きたいがどこに相談したらいいのかわからない、日常生活や健康管理で不安がある、仕事上の問題を抱えているといった方などが相談を受けることができます。

相談日時：月・木：10～12時、13～16時（要予約）
※祝日、年末年始を除きます。

相談窓口　加古川公共職業安定所（ハローワーク加古川）　専門援助部門
加古川市野口町良野１７４２
電話：０７９－４２１－９１２５

５ 専門相談等に関すること

加古川市障がい者基幹相談支援センター

地域の相談拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、様々な悩みごとの相談支援や制度の案内などを総合的に行います。

社会福祉士、精神保健福祉士や相談支援専門員などの専門資格を持った職員が、障害の種別や障害者手帳の有無に関係なく対応します。

予約いただく必要はありません。お困りのことがあればどうぞお気軽にご相談ください。

1　日時

＜開館日時＞　平日の9時00分から17時00分まで
＜休　　日＞　土・日・祝日 年末年始１２月２９日から１月３日まで
＜業務内容＞ 障害の種別や年齢にかかわらない総合的な相談支援と専門的な相談支援
市内の相談支援事業所との連携や相談支援専門員のスキルアップ支援
医療機関等の連携による、地域定着や地域移行の促進

2　場所　加古川市総合福祉会館１階

〒６７５－８５７７　加古川市加古川町寺家町１７７－１２

3　お問い合わせ先

＜電話番号＞　０７９－４２４－４３５８
＜FAX 番号＞　０７９－４２４－４３７９
＜メールアドレス＞ kako-kikan@kakogawa-shakyo.jp

精神障がい者相談(ピアカウンセリング事業)

日常生活の中で直面するあらゆる問題について、同様の立場にある相談員が相談に応じ、問題解決のための指導や助言を行います。

1　日時・場所　随時、受け付けています。

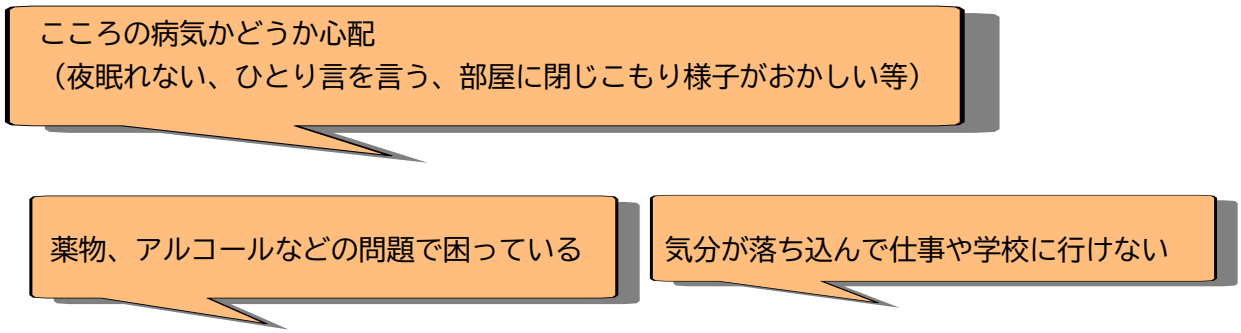
日時・場所については調整の上、決定します。

2　相談方法　事前予約制

窓口：ピアサポートセンターかこがわ
電話：０７９－４５６－２０１８
ＦＡＸ：０７９―４４０―９１１３

こころのケア相談

健康福祉事務所（保健所）では、こころの悩みや病気について、精神科医師による相談日を設けています。家族等の相談も可能です。



1　日時　原則第２・第４月曜日（一部、祝日等により変更あり）

受付１３：００～１４：００　予約制

2　場所　加古川健康福祉事務所

＊ 相談は無料
＊ 予約制となっていますので、事前に電話連絡をお願いします。
＊ 秘密は厳守します。

3　お問い合わせ先

加古川健康福祉事務所　地域保健課　電話：０７９－４２２－０００３

※ 保健師も相談（随時）に応じています。

お住まいの地区ごとに担当保健師が相談に応じますので、相談したい内容や日時について、上記お問い合わせ先までご連絡ください。

６ 家族会等に関すること

精神障害者家族会

精神障がい者を持つ家族が互いに励まし合い、悩みを話し合ったり、病気への正しい認識を深めていきながら、障がい者を支えるための勉強会や交流会をしています。

兵庫県精神福祉家族会連合会（兵家連）

１ 活動内容

新たに発症した入院患者や退院患者の家族などを対象に県内１５か所で家族教室を開催

２ お問い合わせ先

兵家連事務局　電話：０７８－８９１－３８８６（月～金曜日　10：00～15：00）

介護者のつどい

寝たきりや認知症の方を介護している方等が集まり、日頃の悩みや思っていることを気軽に話し合い、互いに交流を図るとともに、福祉制度や介護方法について学習しています。

１ 日時　随時

２ お問い合わせ先

地域包括支援センターかこがわ（加古川町）　電話：０７９－４２９－６５１０
地域包括支援センターのぐち（野口町）　電話：０７９－４２６－８２１８
地域包括支援センターひらおか（平岡町）　電話：０７９－４５１－０４０５
地域包括支援センターかこがわ南（尾上町・別府町）　電話:０７９－４３５－４４６８
地域包括支援センターかこがわ北（※１）　電話：０７９－４３０－５５６０
地域包括支援センターかこがわ西（※２）　電話：０７９－４５２－２０９７

※　１…神野町・新神野・西条山手・山手・八幡町・平荘町・上荘町
※　２…東神吉町・西神吉町・米田町・志方町

アルコール問題に関すること

酒害相談

1 日時　原則月曜日（月に１～２回）（一部、祝日等により変更あり）
受付 13:00～14：00　予約制

2 内容　精神科医師・保健師による相談（こころのケア相談と併設）
断酒会会員による相談

3 場所　加古川健康福祉事務所

4 お問い合わせ先　加古川健康福祉事務所　地域保健課　電話：０７９－４２２－０００３

7 権利擁護に関すること

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

福祉サービスの契約や利用に不安がある認知症を発症した高齢者・知的障がい者・精神障がい者の在宅生活を本人と契約した後に、生活支援員が支援します。利用料が必要です。

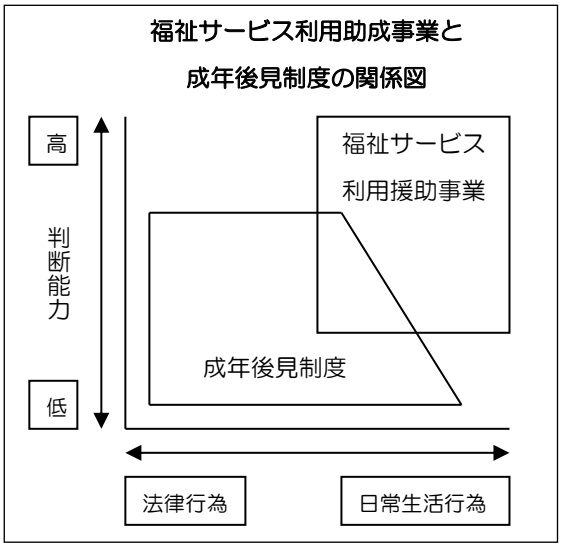
＜援助内容＞

① 福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用手続、福祉サービスの利用料の支払、苦情解決制度の利用援助

② 日常的金銭管理
公共料金の支払、金融機関での入出金、振込や通知書などの確認

③ 通帳・印鑑預かりサービス
通帳・印鑑の管理

＜お問い合わせ先＞
加古川市社会福祉協議会
電話：０７９－４２４－４３１８
兵庫県社会福祉協議会 権利擁護センター
電話：０７８－２３０－９２９０



成年後見制度

判断能力が十分でない方々が、不動産や預貯金などの財産管理、福祉サービスや施設入所などの契約、相続や売買などの法律問題に出会ったときに、不利益をこうむらないように保護し、支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

１）法定後見制度

判断能力が十分でなく、自分で契約などの法律行為を行うことができない人に対し、家庭裁判所に選任された後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）がご本人に代わって財産管理や身上保護に関する事務を行います。 利用するには本人の住所地の家庭裁判所に申立てをします。申立費用が必要です。

＜お問い合わせ先＞ 神戸家庭裁判所姫路支部　　電話：０７９－２８１－２０１１
加古川市成年後見支援センター　電話：０７９－４４１－８１５６

２）任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、財産の管理、自分の介護や生活面の手配に関する事務について代理権を与える任意後見契約（公証人が作成する公正証書により）を締結して行います。証書作成の手数料等が必要です。

＜お問い合わせ先＞ 加古川公証役場　　電話：０７９－４２１－５２８２

８ 社会参加事業

（東播臨海精神保健協会主催事業）

精神保健福祉講演会

年１回、障がい者や精神保健福祉医療関係者、住民を対象に講演会を開催しています。

～～～～～～精神保健・福祉に関するしおり～～～～～～～

この小冊子は、市内にお住まいの精神障害者とその家族の方々が利用できる各種福祉サービスをとりあげ、紹介したものです。

障害福祉サービスは、障害区分、障害程度により内容が異なっています。

日常生活において各種の福祉サービスをより有効にご利用いただくため、この小冊子を活用ください。

○　掲載している各制度についてご不明な点がある場合は、直接関係窓口へお尋ねください。

○　今後、サービスの追加、最新情報などは、「広報かこがわ」等を通じて情報提供していきますので、ご確認ください。

○　加古川市ホームページにも情報を掲載しています。

ヘルプカードは、障がいのある方や高齢の方など、支援や配慮を必要とする方が身に付けておくことで、日常生活や緊急のとき、災害のときなどの困ったときに、周囲の人へ必要な支援や配慮を伝えるためのカードです。障がい者支援課をはじめとした市窓口等で配付しています。



加古川市　福祉部　障がい者支援課

〒675-8501　加古川市加古川町北在家２０００番地

【電　話】　４２１－２０００（代表）

管理係　４２７－９３７２（直通）

自立支援係　４２７－３６２６（直通）

地域生活支援係　４２７－９２１０（直通）

【ＦＡＸ】　４２２－８３６０

※ 専任手話通訳者を配置しています。

（毎週月～金曜日　8時30分～17時15分）

手話通訳者専用ＦＡＸ　４２７－９３８０

****

～加古川市民憲章～

わたくしたち加古川市民は

1．きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。

1．文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

1．自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。

1．健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。

1．愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

かこがわ
SDGs KAKOGAWA